

迫る災害に市は万全の対策を いのち奪う台風・水害・熱中症

大型化する台風・水害からいのちを守るにはどうするか

●江戸川水系の弱点を補強する工事が進む

【質問】 国が大規模台風の首都圏直撃が予測される場合の広域避難計画モデルを公表した。流山市も緊急避難場所などの多くが浸水想定区域内にある点は東京都と共通。

2019年の台風19号の時、江戸川水系で氾濫注意水位と氾濫危険水位を超えた観測所はそれぞれ何力所あったか。

【答弁】 氾濫注意水位を超えたのは、西関宿観測所、野田観測所、松戸観測所の3箇所。氾濫危険水位を超えた箇所は無し。国交省江戸川河川事務所では、「江戸川河川整備計画」に基づき、堤防の拡幅や河道の掘削をし水位の安定化を図っている。



●マイ・タイムラインでしっかり事前準備、応用力の涵養も

【質問】 避難先は、浸水想定区域以外の指定避難所、浸水想定区内にある市と協定を締結した民間施設等と具体的に定められており、これは重要な目安。もうひとつ重要なことは一人ひとりの市民が自分の置かれた状況を読み解いて行動に繋げる判断力の涵養と考えるがどうか。

【答弁】 一人ひとりの市民が自分の置かれた状況を読み解いて行動する判断力は重要。

台風などの予想できる災害に対しては、事前に自分が住む場所の水害リスクを知り、取るべき行動をあらかじめ時系列的に整理しておく「マイ・タイムライン」の作成が有効。避難経路の確認、非常持ち出し品の準備、避難先の選定などの行動計画をたて、いざというときに冷静に行動できる。危険度が高くな

る前の、安全な場所への避難が重要。「垂直避難」はあくまで緊急時の最後の行動。協定を結んだ民間施設は「命を守る」を目的とした緊急的な施設。明るいうち、暴風雨の前、早めに安全な場所への移動を周知していく。

【指摘・要望】 「判断力が重要」だからこそ、それを伸ばす「涵養」が必要。京大防災研究所教授の矢守克也さんが提唱する「避難学」は、実際の避難では「想定通り」でないことが起きる、だから「予定通りのその先へ」が大事と言う。「応用問題に対応できる判断能力」を伸ばす「涵養」も重要だと指摘しておく。

●吹っ飛ぶ建設現場の仮設トイレやコンパネ、どうする！

【質問】 台風19号の際には、建設現場の仮設トイレが風で飛んで道路をふさぎ、コンパネなどが道路上に散乱。人や物の被害、衛生面の問題も生じ得る事態。以前に議会に取り上げたが、「市には権限がない」との答弁。対策の必要が明白な事態だと思うがどうか。

【答弁】 2019年の第4回定例会で答弁したように、市は民間工事の施工者に現場管理を指導する権限はないが、市のHPでそれらの飛散防止などに対する注意啓発をしていく。民間工事現場からの資材や民間所有地からの倒木が、安全な交通の支障になった場合は、応急的な対応を市が実施している。

【指摘・要望】 「応急的な対応は市が実施」とのことだが、台風19号の時には2日間くらいは放置されていた。市民が建設会社に電話



をしたがつながらない、担当者が出社していない等々の返事で、結局はコンパネなどは地域住民が撤去した。仮設トイレは強風対策が十分になされていない。HPで注意啓発というだけでなく、権限ある機関を通じて事業者に対応を求めるなどのことをするべきだ。

●熱中症対策怠った責任者は拘禁刑か50万円以下の罰金

【質問】 職場で熱中症の死者が増えていることから、今年6月1日から適切な対策を講じることが義務づけられた。内容は①自覚症状やその疑いのある人が出た時の緊急連絡先・担当者などの体制整備を事業所ごとに定める②作業からの離脱、身体のコールド、医療機関への搬送など重症化防止のための手順を事業所ごとに定める③対策の内容を作業者に周知する等々だ。対象はWBGT(暑さ指数)28以上か、気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超える作業。対策を怠った場合、6月以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金が科される可能性がある。



そこで以下のことを問う。市の職場における対策をどのように講じているか。委託職場の対策実施をどのようにチェックしているか。

【答弁】 5月23日付で「職場の熱中症予防の徹底について」の通知を出した。代表的な症状や予防方法、症状確認時の確認手順のリーフレット作成と活用の促し、連絡体制の確認と必要に応じた見直しを通知した。

クリーンセンターでは温度計及びWBGT測定機の設置、事務室内での緊急時連絡フロー及び病院や消防等の連絡先貼り出し、巨大扇風機やスポットエアコンなどの設置、保健師を招いて予防方法に関する講習会を実施。運

転管理業務の委託先の社員も、毎朝、所長及び副所長同席の下、ミーティングを実施。

道路管理課の機動班では、医療機関の連絡先を明示した緊急連絡網を班員及び所属長等の間で共有、朝礼をし環境省のサイトで当日の暑さ指数を確認し、経口補水液や塩分タブレットを用意するなどの対応。

給食調理場を含む各学校では、体制整備や連絡先リストの周知のほか、全調理場、体育館及び各普通教室にエアコンを設置、調理場や職員室、校庭、体育館棟で気温や湿度等を計り、基準値を超えた場合は屋外活動の停止などの対応。

保育所では、緊急時の所長への報告体制を構築し、休息の設置、水筒持参、外遊びやお昼寝の時間等の気温、湿度等を測定し、データは3年間分記録保存する。

委託管理している公園や街路樹等では、委託先の安全管理組織表から熱中症の対策が構築されていること、委託先の作業従事者に対して、緊急時の連絡リストや救護の手順等が周知されていることを市において確認している。



【指摘・要望】 「流山市発注契約に係る労働環境の確認に関する要綱」によれば、工事の請負現場に対しても、市は安全衛生法の順守状況についても確認を求めることになっている。「第5条 市は契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置を行うことができるものとする」。この観点から、工事請負現場などでも熱中症対策を徹底することを強く要望する。

災害級気温が常態化、古い意識と対策からの脱却を

子どもたちの未来奪う「地球沸騰」を止める本気の対策を